



1) 設立の契機

近年治水施設の整備を促進することと併せて水辺空間の保全・整備を図ることは、今や国民的課題となり、地域の特色を生かしつつ、「まちづくり」と一体的に水辺空間の整備を進めていこうという各方面からの要請が強くなってきております。このような状況に対処するため、国において「うるおいとふれあいのある水辺環境の形成」を図ることを第七次治水五か年計画の目標とすることが取り上げられ、その一貫としてリバーフロント整備センター構想が打ち出されました。

そして、センターの役割、業務、及び組織等について検討が進められた結果、地方公共団体、民間企業等からの資金の拠出を財源として、財団法人リバーフロント整備センターを設立しようとする基本的な考え方がまとめられ関係機関において連絡調整が進められました。

2) 設立準備会と設立準備室の設置

昭和61年9月に開催された全国河川課長会議幹事会をかわきりに、幹事都道府県市の課長等で財団法人リバーフロント整備センター（仮称）の設立について意見交換がおこなわれました。また地方建設河川部長等会議、全国ブロック土木部長会議等において設立及び業務内容について協議がなされました。

11月に、各ブロック代表と都道府県市の課長等により設立代表者会議が開かれ、リバーフロント整備センター設立準備会、（財）リバーフロント整備センター（仮称）に対する出捐金及び今後の進め方について協議が成され、また、リバーフロント整備センター設立準備会の開催が了解され、東京都知事が会長に就任し、国に対して財団法人設立の要請がなされました。そして62年度の予算案に、水辺空間に関するデータバンク・システムの研究・開発についての補助金が計上され実質的に財団法人のスタートが認められました。

設立準備会は昭和61年12月5日に第一回が続いて昭和62年6月5日に第二回が開催され設立準備室開設が承認されました。

3) 設立発起人会

昭和62年7月30日、東京都港区の虎ノ門パストラルにおいて、財団法人リバーフロント整備センター設立発起人会が開催され、設立趣意書、寄付行為、事業計画、収支予算、役員の選任、及び設立代表者の選任が図られました。

4) 法人設立

設立発起人会終了後直ちに、都道府県及び市町村、民間団体から財団法人設立の基本となる財源の出捐を得て、62年8月18日付けで、建設省に設立申請を提出し、9月1日に設立許可を受けました。

これによりリバーフロント整備センターは、財団法人として名実ともに発足し、続いて9月17日付けで試験研究法人として認められました。

リバーフロント整備センター設立披露パーティー

リバーフロント整備センターの設立披露パーティーが10月8日午後6時から、東京都千代田区平河町の麹町会館一階大ホールで盛大に行われました。パーティーには国会関係、建設省はじめ関係官庁、地方公共団体、学界、関係民間団体等から600名をこえる方々の出席を得て梅野康行理事長の挨拶に始まり天野光晴建設大臣、鈴木俊一東京都知事より祝辞をいただき、山本三郎河川協会会長の音頭による乾杯と続き、会はリバーフロント整備センターへの大きな期待と励ましの言葉があふれ盛会のうちに進められ、佐藤昌日本公園緑地協会会長の万歳三唱で無事閉会しました。

